

最高裁判所規則第 号

(平成二四・・)

司法修習生の修習資金の貸与等に関する規則の一部を改正する規則(案)

司法修習生の修習資金の貸与等に関する規則(平成二十一年最高裁判所規則第十号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「次条第一項及び第六条第二号において」を「以下」に改める。

第七条の次に次の一条を加える。

(法第六十七条の二第三項に規定する最高裁判所の定める事由)

第七条の二 法第六十七条の二第三項に規定する最高裁判所の定める事由は、次に掲げるものとする。

一 修習資金の貸与を受けた者が給与所得(俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与に係る所得をいう。)以外の所得を有しない者(次号において「給与所得者」という。)である

場合において、当該者の最高裁判所の定める期間における収入金額(法科大学院(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九十九条第二項に規定する専門職大学院であつて、法曹に必要な学識及び能

力を培うことを目的とするものをいう。)における修学のための借入金(最高裁判所の定めるものを除く。次号において単に「借入金」という。)を当該期間中に返還したときは、その返還額を控除した残額)が三百万円以下であること(当該者について次条第二項第二号から第五号までに掲げる事由のいづれかが生じたときを除く。)

二 修習資金の貸与を受けた者が給与所得者以外の者である場合において、当該者の前号に規定する期間における総収入金額(借入金を当該期間中に返還したときは、その返還額を控除した残額)から必要経費を控除した残額が二百万円以下であること(当該者について次条第二項第二号から第五号までに掲げる事由のいづれかが生じたときを除く。)

第八条中「前条」を「第七条」に改める。

附 則

この規則は、平成二十四年十一月三日から施行する。

理由

裁判所法及び法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四
年法律第五十四号）の施行に伴い、司法修習生がその修習に専念することを確保するための資金を返還する
ことが経済的に困難である事由を定める必要がある。これが、この規則を制定する理由である。